

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和7年4月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	・介護保険法および青梅市介護保険条例等にもとづき、被保険者の資格管理、保険料の賦課、要介護（要支援）認定等および保険給付などに関する業務を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①被保険者の資格管理 被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得、および転出・死亡等による資格喪失等を管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する。 ②介護保険料の賦課等 被保険者の所得等に応じた保険料を算出・賦課し、滞納状況により保険給付の制限等を行う。 ③要介護（要支援）認定等 被保険者等の要介護認定申請等にもとづき調査等を実施し、要介護（要支援）状態を認定する。 ④保険給付 介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う。 ⑤公的給付に対する公金受取口座情報に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、収納消込システム、口座管理システム、特別徴収情報管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、要介護認定支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、受給者情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の100項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条第2項の1、2および第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第31項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番2、3、6、7、11、15、27、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161 2、情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番131、132
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 介護保険課 高齢者支援課
②所属長の役職名	介護保険課長 高齢者支援課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 介護保険課 介護保険管理係 認定係 高齢者支援課 包括支援係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残している。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む申請書等は、施錠できるキャビネット等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報が記載された文書を廃棄する場合は、廃棄した記録を保存している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	高齢介護課長 大沢 正美	高齢介護課長 中村 浩二	事後	人事異動による変更のため
平成29年7月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の1,2,3,4,6,17,22,26,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,90,93,94,95,97,106,109,117項	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1、2、3、4、6、7、10、19、22の2、24の2、25、30、31の2、32、33、43、43の2、44、46、47、55の各条 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 93、94の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 46、47の各条	事後	
平成30年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	介護保険事務事務	介護保険事務	事後	
平成30年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・介護保険法および青梅市介護保険条例等にもとづき、被保険者の資格管理、保険料の賦課、徴収、要介護（要支援）認定等および保険給付などに関する業務を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①被保険者の資格管理 被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得、および転出・死亡等による資格喪失等を管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する。 ②介護保険料の賦課・徴収 被保険者の所得等に応じた保険料を算出・賦課し、保険料の徴収・滞納処分等を行う。 ③要介護（要支援）認定等 被保険者等の要介護認定申請等にもとづき調査等を実施し、要介護（要支援）状態を認定する。 ④保険給付 介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う。	・介護保険法および青梅市介護保険条例等にもとづき、被保険者の資格管理、保険料の賦課、要介護（要支援）認定等および保険給付などに関する業務を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①被保険者の資格管理 被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得、および転出・死亡等による資格喪失等を管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する。 ②介護保険料の賦課等 被保険者の所得等に応じた保険料を算出・賦課し、滞納状況により保険給付の制限等を行う。 ③要介護（要支援）認定等 被保険者等の要介護認定申請等にもとづき調査等を実施し、要介護（要支援）状態を認定する。 ④保険給付 介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う。	事後	
平成30年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
平成30年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1、2、3、4、6、7、10、19、22の2、24の2、25、30、31の2、32、33、43、43の2、44、46、47、55の各条 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 93、94の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 46、47の各条	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 2、3、5、6、8、11、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、106、109、120の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 2、3、5、6、7、10、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、53、55の2、59の3の各条 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 93、94の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 46、47の各条	事後	
平成30年9月6日	5. 評価実施機関における担当部署	高齢介護課長 中村 浩二	高齢介護課長	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 高齢介護課	健康福祉部 介護保険課 高齢者支援課	事後	組織改正による変更のため
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高齢介護課長	介護保険課長 高齢者支援課長	事後	組織改正による変更のため
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部 高齢介護課 介護保険管理係 認定係 介護保険料係 包括支援係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111	健康福祉部 介護保険課 介護保険管理係 認定係 高齢者支援課 包括支援係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111	事後	組織改正による変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 2、3、5、6、8、11、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、106、109、120の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 2、3、5、6、7、10、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、53、55の2、59の3の各条 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 93、94の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 46、47の各条	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、106、108、109、120の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、53、55、55の2、59の3の各条 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 93、94の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 46、47の各条	事後	
令和2年1月31日	しきい値判断いつ時点の計数か	2019/4/1	令和元年12月1日	事後	
令和3年9月1日	②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号	事後	
令和4年1月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、収納消込システム、口座管理システム、特別徴収情報管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和4年12月15日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、収納消込システム、口座管理システム、特別徴収情報管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、収納消込システム、口座管理システム、特別徴収情報管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年3月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①被保険者の資格管理 被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得、および転出・死亡等による資格喪失等を管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する。 ②介護保険料の賦課等 被保険者の所得等に応じた保険料を算出・賦課し、滞納状況により保険給付の制限等を行う。 ③要介護(要支援)認定等 被保険者等の要介護認定申請等にもとづき調査等を実施し、要介護(要支援)状態を認定する。 ④保険給付 介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う。	①被保険者の資格管理 被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得、および転出・死亡等による資格喪失等を管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する。 ②介護保険料の賦課等 被保険者の所得等に応じた保険料を算出・賦課し、滞納状況により保険給付の制限等を行う。 ③要介護(要支援)認定等 被保険者等の要介護認定申請等にもとづき調査等を実施し、要介護(要支援)状態を認定する。 ④保険給付 介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う。 ⑤給付に対する公金受取口座情報に関する事務	事前	
令和5年3月9日	2. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の68項	・番号法第9条第1項 別表第一の68項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条第2項の1、2および第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第31項	事前	
令和6年5月27日	法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の68項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条第2項の1、2および第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第31項	・番号法第9条第1項 別表の100項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条第2項の1、2および第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第31項	事後	
令和6年5月27日	②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 2、3、5、6、8、11、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、106、109、120の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 2、3、5、6、7、10、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、53、55の2、59の3の各条 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 93、94の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 46、47の各条	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番2、3、6、7、11、15、27、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番131、132	事後	
令和6年11月1日	しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和元年12月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月24日	③システムの名称	介護保険システム、収納消込システム、口座管理システム、特別徴収情報管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	介護保険システム、収納消込システム、口座管理システム、特別徴収情報管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、要介護認定支援システム	事後	
令和6年12月24日	法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の68項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条第2項の1、2および第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第31項	・番号法第9条第1項 別表の100項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条第2項の1、2および第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第31項	事後	